

タックスヘイブンとグローバル ガバナンスの課題

1

金融・労働ネットワーク研究会
2013.11.10

合田 寛

世界的な注目の高まり

- 世界的に著名な多国籍企業。アップル社、グーグル社、アマゾン社、マイクロソフト社etc.が矢面に
- イギリスのスターバックス:本社アメリカ、世界30か国で事業展開、イギリスでも700店以上。昨年末上院決算委で聴聞。15年間で14年損失を計上。コーヒー豆をスイス子会社から高値で買い取ったり、知的財産権の使用料をオランダの欧州本社に納めたりして税を逃れる。市民が怒り、市民運動アンカットなどが店舗の前に座り込み「私はスタバよりたくさん納税した」などのプラカード。スタバは今後二年間2000万£支払うことで騒ぎを収めた。
- アップル:本社カリフォルニア。米上院小委員会で今年5月聴聞。2003年以来実質2%以下の税率。アイルランドに三つの子会社。税法の裏をくぐってアイルランドからも米国からも課税されない。世界利益の6割を占める海外への販売はアイルランド子会社を通じて行う。ロイヤリティ支払によって利益をオランダを通り抜けてバミューダに。ダッチサンドウィッチ。

アメリカ多国籍企業とタックスヘイブン

○米巨大企業トップ100企業の内、82社がタックスヘイブンに2686社の子会社を保有。トップ15社で859子会社（全体の3分の1）。

○トップ3 ①バンク・オブ・アメリカ（316社）、②モルガンスタンレー（299社）、③ファイザー（174社）。これらはこの5年間納税ゼロ

○トップ100社がタックスヘイブンに保有しているカネは1.2兆ドル（2013年）。①GE（1080億ドル）、②アップル（826億ドル）、③ファイザー（730億ドル）

アメリカの消費者団体 Public Interest Research Group (pirg) の調査 “Offshore Shell Game” 2013.7

日本の大企業も例外ではない

- 東証上場時価総額上位50社のうち、少なくとも45社が354の子会社をタックスヘイブンに持ち、その資本金の総額は8.7兆円に上る。
- 子会社数ベスト5：
 - ①みずほフィナンシャルグループ（45社）
 - ②ソニー（34社）
 - ③三井住友フィナンシャルグループ（27社）
 - ④三井物産（27社）
 - ⑤三菱商事（24社）
- 三井住友フィナンシャルはケイマンだけで18の子会社を持っており、その資本金は3兆円に迫る。
- 国が出資しているNTT（7957億円）やJT（4877億円）も多額の資産をタックスヘイブンに投じている。
- 日本のケイマンへの投資残高が55兆円（2012年末）に達し、アメリカの127兆円に次いで2位。イギリス（23兆円）、フランス（20兆円）、ドイツ（17兆円）の合計額に匹敵。

「赤旗」2013.8.25

Financial Secrecy Index

FSI 2013 - FINAL RESULTS				
RANK	Jurisdiction	FSI-Value ⁴	Secrecy Score ⁵	Global Scale Weight ⁶
1	Switzerland ²	1.765,3	78	4,916
2	Luxembourg ²	1.454,5	67	12,049
3	Hong Kong ²	1.283,4	72	4,206
4	Cayman Islands ^{1,2}	1.233,6	70	4,694
5	Singapore ²	1.216,9	70	4,280
6	USA ²	1.213,0	58	22,586
7	Lebanon ²	747,9	79	0,354
8	Germany ²	738,3	59	4,326
9	Jersey ^{1,2}	591,7	75	0,263
10	Japan ²	513,1	61	1,185
11	Panama	489,6	73	0,190
12	Malaysia (Labuan) ³	471,7	80	0,082
13	Bahrain ²	461,2	72	0,182
14	Bermuda ¹	432,4	80	0,061
15	Guernsey ¹	419,4	67	0,257
16	United Arab Emirates (Dubai) ^{2,3}	419,0	79	0,061
17	Canada ²	418,5	54	2,008
18	Austria ²	400,8	64	0,371
19	Mauritius ¹	397,9	80	0,047
20	British Virgin Islands ^{1,2}	385,4	66	0,241
21	United Kingdom ^{1,2}	361,3	40	18,530

タックスヘイブンとは何か

Tax Haven 租税回避地

○OECDの判断基準（1998年「有害な税の競争」報告書）

- ①まったく税を課さないか、名目的な税を課すのみ
 - ②情報公開を妨害する法制があること
 - ③透明性が欠如していること
 - ④企業などの実質的な活動が行われていることを要求しないこと
- その後②と③だけに絞られた。

○3つの指標

- ・税：非課税か極めて低い税率
- ・規制：無規制か緩い規制（金融規制、法人規制）
 オフショア
- ・透明性の欠如
 （法人や個人財産の真の所有者の秘匿、匿名会社、ペーパーカンパニー）

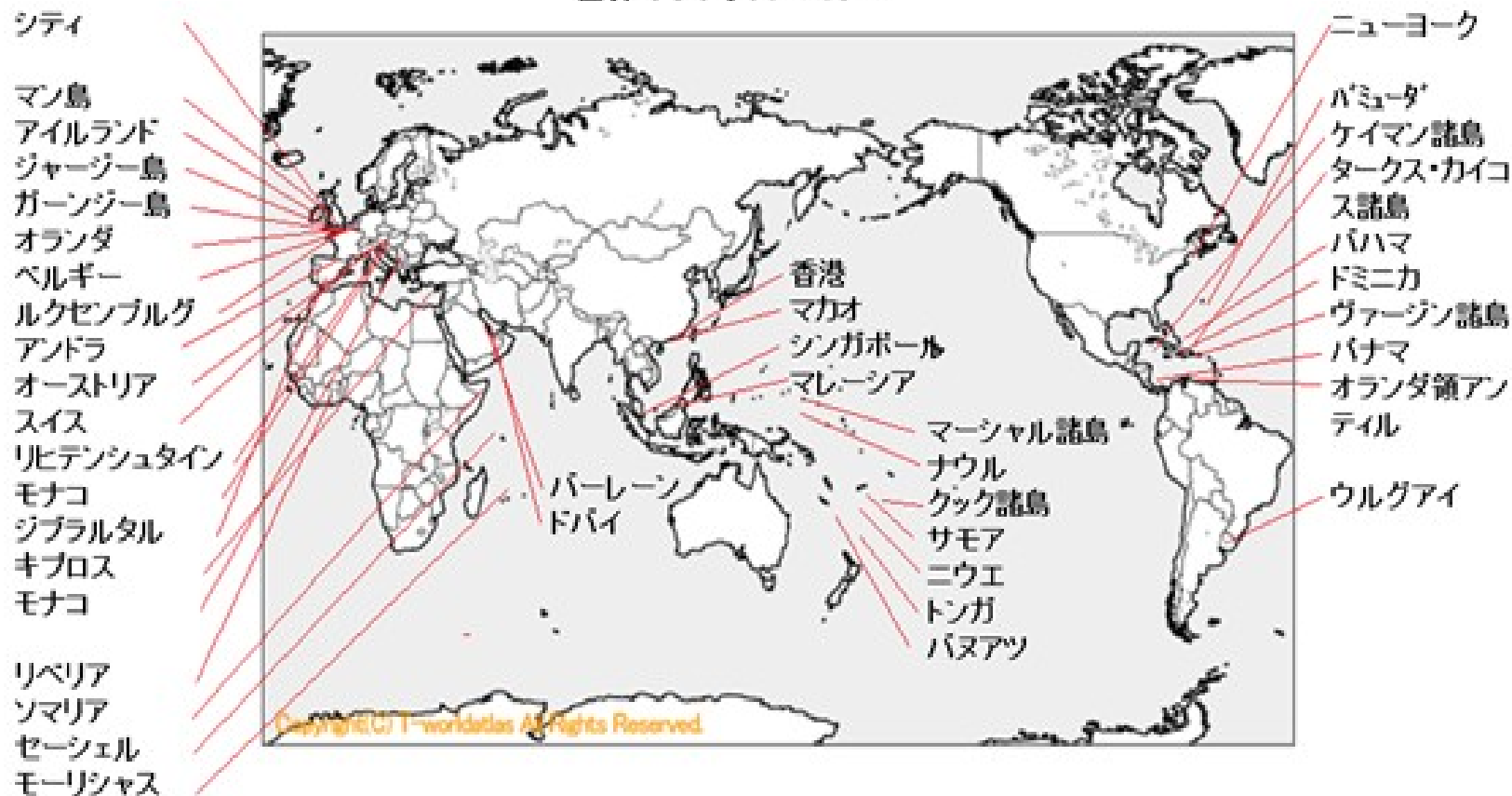
守秘法域 秘密保護法 情報交換の欠如

○3つの特徴

- ・非居住者のみ優遇
- ・経済規模に不相应な金融規模
- ・グローバルに張り巡らされた蜘蛛の巣のネット

どこにあるのか

世界のタックスヘイブン



三つのグループと重層的ネットワーク

○シティーを中心とする蜘蛛の巣web構造

- ・王室属領（マン島、ジャージー、ガーンジー）
- ・海外領土（ケイマン諸島、バミューダ、英領ヴァージン諸島、タークス
カイコス諸島、ジブラルタルなど14の
海外領土）

- ・独立国ではあるがイギリスと深いつながりのある国（香港、シンガポール、バハマ、ドバイ、アイルランドなど）

○ニューヨークを中心とする三重構造

- ・ニューヨーク
- ・州のタックスヘイブン（デラウェア、フロリダ、ワイオミング、ネバダ）
- ・海外サテライト（米領ヴァージン諸島、マーシャル諸島、リベリア、パナマ）

- ヨーロッパのグループ（スイス、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ベルギー、リヒテンシュタイン、モナコなど）

ケイマン諸島

- キューバの南にある英の海外領土。1503年コロンブスが4度目の航海で発見。1655年、クロムウエル率いる英海軍がスペインから奪う。面積259km²（佐渡島の3分の1）。
- 議会もあり民主政体をとっているが、英女王によって任命される総督が最大の権力を持ち、内閣を統括している。高位の公務員は総督が任命。最終審裁判所はロンドンの枢密院。
- 所得や利益、財産、キャピタル・ゲイン、売上、遺産、相続は非課税。主な財源は、免許料収入（License Fees）と輸入に課される物品税（Excise Tax）。
- 法人6万社、銀行600行以上。1万にのぼるファンド。
- 首都ジョージタウンにある5階建てのビル、ウグランド・ハウスには18000社が登録されている。単なるpost office boxで、その多くは米国にbilling adress（請求先住所）を持っている。

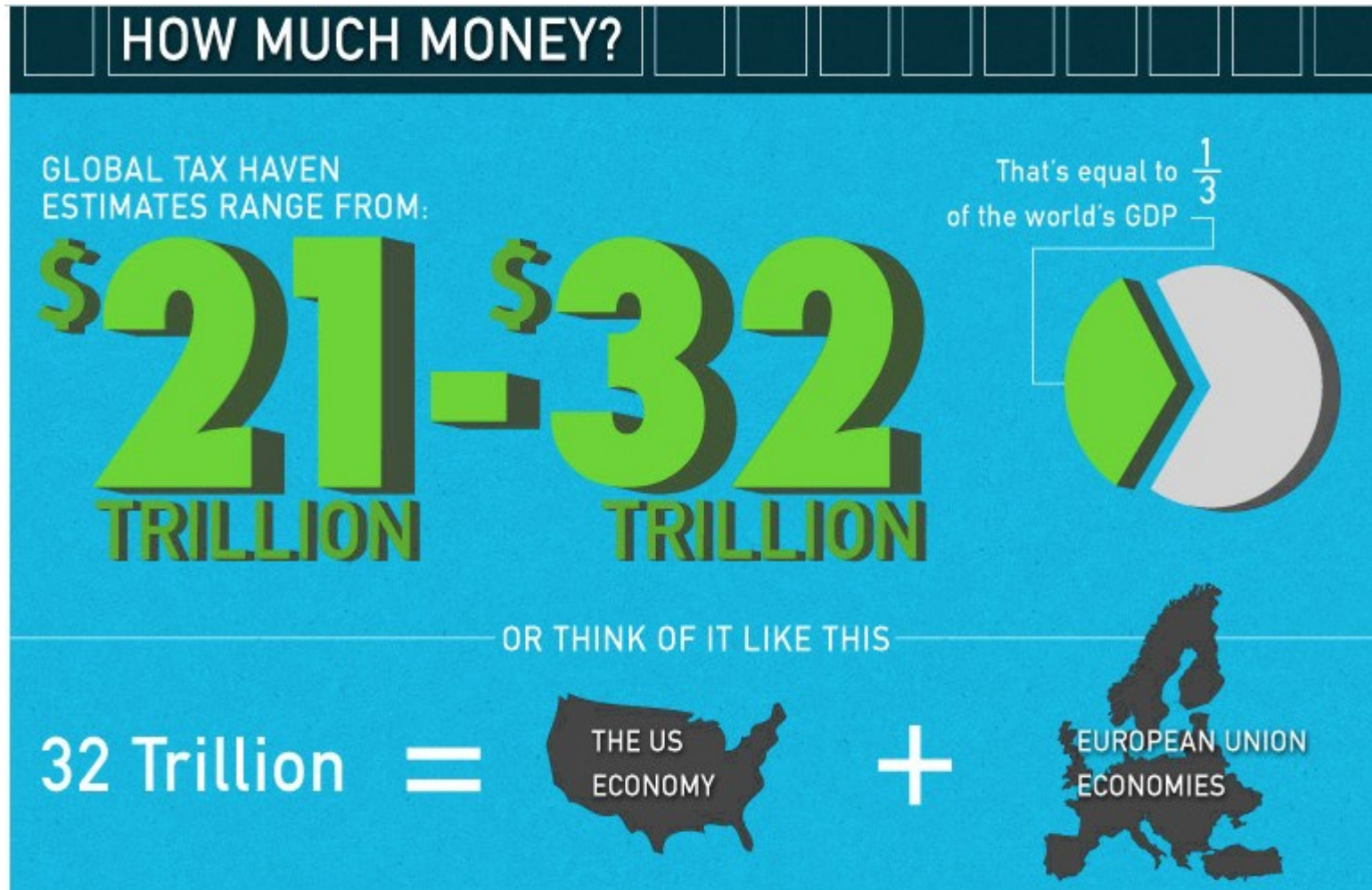
ジャージー

- イギリス海峡にあるチャンネル諸島。面積116km²
- 国家元首はイギリス女王（王室属領）。女王に任命された副総督 (Lieutenant Governor) が代行。副総督は軍隊の総司令官としての役割も担う。代官 (Bailiff) 及び副代官 (Deputy Bailiff) は女王によって任命され、代官は政府を代表し、議会の議長と王立裁判所の裁判長を兼ねる。
- 法律はすべてロンドンの枢密院で承認を受ける。
- 島内には50の銀行、GDPの約60%が金融業による（2005年現在）。所得税の税率は一律20%。

シティ (city of London corporation)

- シティ：別名スクエアマイル、テムズ川の北、ロンドン塔の西の半円形、約2 km²
- 市長はロード・メイヤー。公邸はマンションハウス（イングランド銀行の向かい）、市庁舎はギルドホール。
- 1000年以上前、同業者組合（ギルド）による自治都市として発展。国王に対する自治の伝統。国王も戦費調達源としてシティには頭が上がらない（今も remembrancer 王室債権徴収官）。議会開設（18世紀）より前から存在しているので法には従わない暗黙の伝統。いまでも国王が訪問する時、市長の許可が必要。「国家の中の国家」とも
- 大ロンドン（1963年成立、面積1572km²、人口約800万）はシティ・オブ・ロンドンとシティ・オブ・ウェストミンスターを含み、その他31のロンドン特別区 (London boroughs) からなり、行政庁はテムズ川の対岸のシティーホール。「シティ」は大ロンドンの一部ではあるが特別の地位。
- Corporationの統治機関である市民議会（Common Council）の投票権：9000人の居住者は一人一票、企業にも従業員数に応じて投票権32000票。
- ドミサイル（永住地）：イギリスでは居住者はその世界所得に課税されるが、イギリスに居住していてもドミサイルはイギリス以外の人（ノンドミサイル）はイギリスでの所得のみ課税。

タックスヘイブンにため込まれている資金



メガバンクの役割

TOP 50 GLOBAL PRIVATE BANKS, 2005-2010

(1/2)

		2005			2010				
		Intl AUMs	Intl Client Assets	Mkt%	Intl AUMs	Intl Client Assets	Mkt%		
Top 10 - Total		\$2,467.3	\$3,835.1	50.8%	\$4,035	\$6,321	51.4%	9.5%	
Rank	Next 10 - Total	\$1,158	\$1,968	26.1%	\$1,867	\$3,173	26%	2005-2010	
(correl = .88)	Next 30 - Total	\$992	\$1,745	23.1%	\$1,649	\$2,803	23%	AAGR%	
2005	2010	Top 50 - Total	\$4,617.1	\$7,548	100%	7,550.8	12,297.5	100%	9.3%
1	1	UBS	\$513.6	\$863.6		\$655.4	\$955.6		1.9%
3	2	Credit Suisse	\$469.2	\$496.6		\$839.3	\$940.1		12.3%
5	3	HSBC	\$183.0	\$311.1		\$390.0	\$663.0		14.7%
6	4	Deutsche Bk	\$180.9	\$307.6		\$367.5	\$624.7		13.7%
8	6	BNP Paribas	\$158.0	\$268.6		\$338.0	\$574.6		14.8%
4	5	JPMorganChase	\$187.0	\$344.0		\$284.0	\$569.0		9.6%
9	7	Morgan Stanley/ SSB*	\$165.0	\$264.0		\$297.0	\$525.1		13.3%
21	8	Wells Fargo	\$78.0	\$132.6		\$300.0	\$510.0		27.8%
7	9	Goldman Sachs	\$166.0	\$282.2		\$294.0	\$499.8		11.0%
11	10	Pictet	\$150.0	\$255.0		\$270.0	\$459.0		11.3%
12	11	Bank Leumi	\$138.0	\$234.6		\$251.0	\$426.7		11.5%
13	12	Barclays	\$135.3	\$230.1		\$238.3	\$405.1		10.8%
10	13	ABN Amro	\$150.8	\$256.3		\$218.4	\$371.2		7.0%
27	14	TD Canada	\$49.4	\$84.0		\$183.0	\$311.1		26.9%
29	15	Banque Julius Baer	\$46.8	\$79.5		\$181.0	\$307.7		27.9%
15	16	Credit Agricole	\$114.1	\$194.0		\$171.0	\$290.7		7.6%
20	17	Bk of New York	\$82.6	\$140.3		\$166.0	\$282.2		13.5%
16	18	Northern Trust	\$111.5	\$189.6		\$154.0	\$261.8		6.0%
14	19	Lombard Odier	\$123.0	\$209.1		\$153.9	\$261.6		4.2%
17	20	Banco Santander	\$111.4	\$189.4		\$150.0	\$255.0		5.6%

今なぜタックスヘイブンか

歳出・歳入の対GDP比の推移

	1995		2000		2005		2010		2013	
	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入
日本	35.6	31.0	38.6	31.1	36.4	31.6	40.8	32.4	42.8	32.6
アメリカ	37.1	33.8	33.9	35.4	36.3	33.0	42.7	31.3	39.3	32.5
イギリス	43.5	37.8	36.6	40.3	43.7	40.4	50.2	40.1	46.4	40.6
ドイツ	54.8	45.3	45.1	46.2	47.0	43.6	47.8	43.6	45.3	44.9
フランス	54.4	48.9	51.6	50.1	53.6	50.7	56.6	49.5	56.2	52.8
OECD計	42.6	37.8	38.7	38.8	39.3	36.9	44.0	36.3	41.9	37.3

(出所) OECD“Economic Outlook 2012”より作成

所得課税の停滞と消費課税依存の高まり

Table C. Tax structures in the OECD-area ¹

	1965	1975	1985	1995	2005	2010
Personal income tax	26	30	30	26	24	24
Corporate income tax	9	8	8	8	10	9
Social security contributions ²	18	22	22	25	25	26
(employee)	(6)	(7)	(7)	(9)	(9)	(9)
(employer)	(10)	(14)	(13)	(14)	(14)	(15)
Payroll taxes	1	1	1	1	1	1
Property taxes	8	6	5	5	6	5
General consumption taxes	12	13	16	19	20	20
Specific consumption taxes	24	18	16	13	11	11
Other taxes ³	2	2	2	3	3	3
Total	100	100	100	100	100	100

- OECD Tax Revenue Statistics 2012 edition

税のがれのテクニック

①移転価格操作（transfer pricing）：グループ内貿易で価格操作によって利益をタックスヘイブンに帳簿上の操作で移す。原材料をタックスヘイブン子会社に安値で販売し、高税率の消費国にある子会社がそれを小売価格に近い高値で買うことによってタックスヘイブンに利益を移す。

②その他の利益移転：

- ・知的財産権（特許権、商標権など）をタックスヘイブン子会社（shell company）に移す。過大なロイヤリティ支払いの形で利益をタックスヘイブンに移す。
- ・タックスヘイブン子会社から過大な借金（thinly capitalised）をし、利子支払いの形で利益移転。

③税法の違いの裁定、条約あさり（treaty shopping）：租税条約上の特典や抜け穴をねらって課税を逃れる。二重課税を排除するために各国間で数多くの租税条約が結ばれているが、国ごとに課税原則が異なっているために、課税の隙間が生じる。その隙間を縫って「二重課税排除」ならぬ「二重非課税」の特典を開発する。

国際的課税原則と制度の違い

○二つの課税原則

①「居住地国課税」 Worldwide Taxation System、 Residence principle
居住者の世界所得と非居住者の国内所得に課税（属人主義）

②「源泉地国課税」 Territorial Taxation System、 Source principle 居住者・
非居住者の国内所得に課税（属地主義）

○「居住者」の判断基準（わが国の場合）

・個人：国内法では国内に住所を有する者。租税条約では「恒久的住居」、
「利害関係の中心的場所」、「常用の住居」、「国籍」の順で判断

・法人：国内法では「本店所在地主義」。租税条約で相手国が「管理・支配地
主義」の場合、我が国も同じとする

○源泉課税の基準 Active Income（事業所得）か Passive Income（利子・配
当）。その基準として恒久的施設の有無。先進国（資本輸出国）は源泉課税を嫌
う。

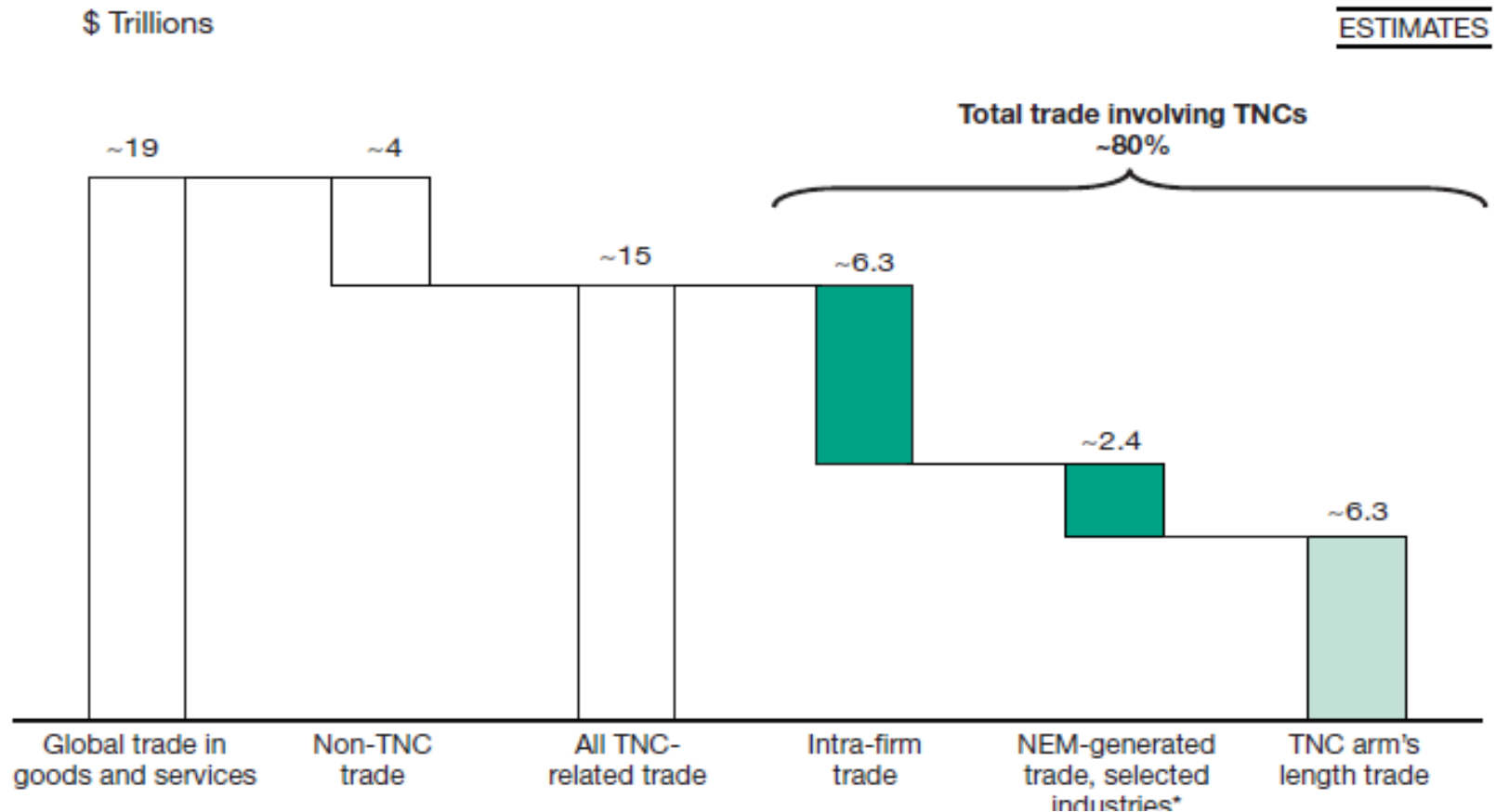
○二重課税の排除

ある国の居住者が他の国で源泉課税された場合、二重課税となるので調整が必
要となる。その方式として

- ・外国税額控除方式
- ・国外所得免除方式

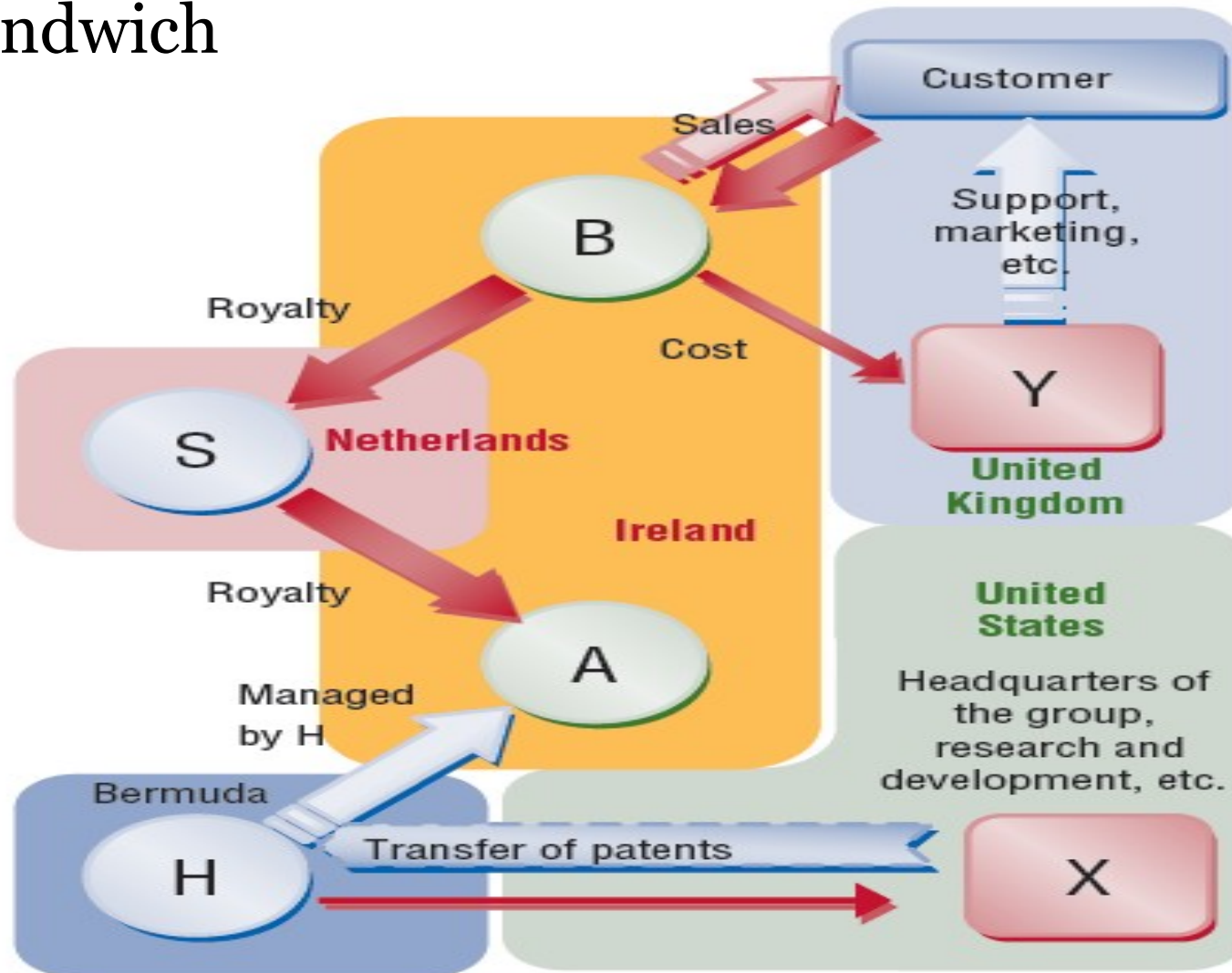
多国籍企業のglobal value chains

Figure IV.14. Global gross trade (exports of goods and services), by type of TNC involvement, 2010



- UNCTAD“World Investment Report 2013”

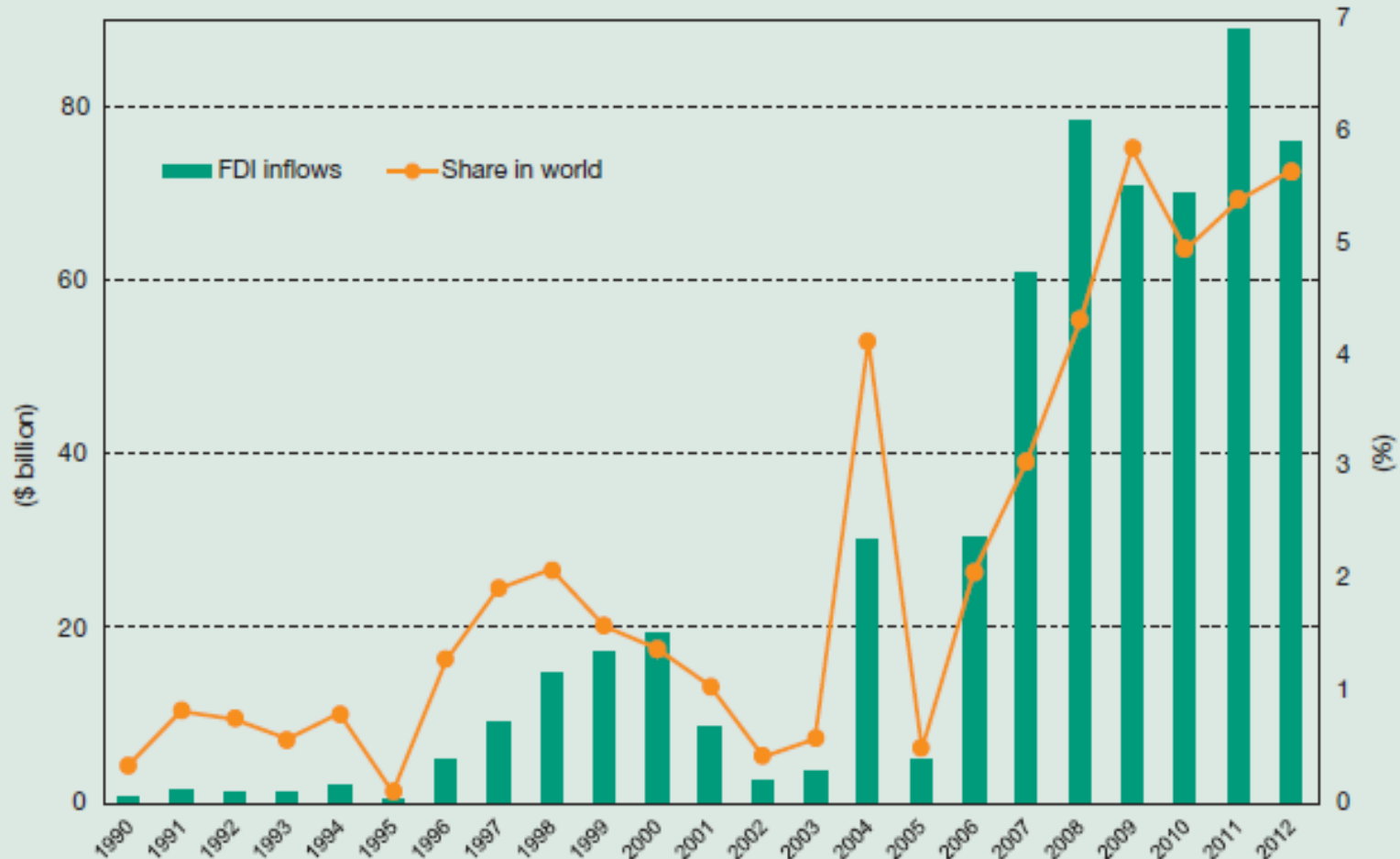
Double Irish with a Dutch Sandwich



- IMF : Fiscal Monitor "Taxing Times" Oct. 2013

増え続けるオアショアへの資金の流入

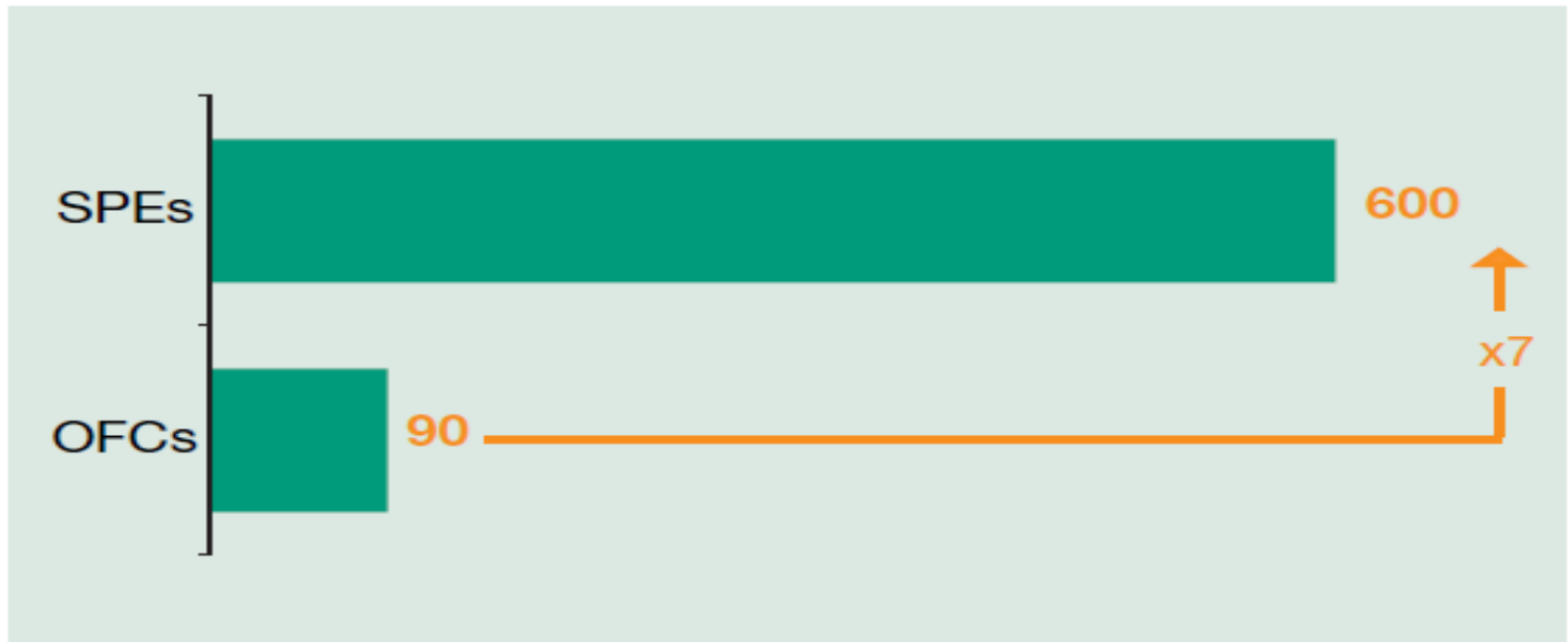
Figure I.16. Value and share of OFCs in global FDI flows, 1990–2012
(Billions of dollars and per cent)



UNCTAD“World Investment Report 2013”

オフショアよりも7倍大きいSPEへの資金流入

Figure I.19. Estimated investment flows to SPEs and OFCs, 2011
(Billions of dollars)



- UNCTAD“World Investment Report 2013”

金融危機の背後にあるもの

- タックスヘイブンの3つの特徴（無税・無規制・秘密性）は投機マネーの増殖にとっては最適の環境。「影の銀行」の活動舞台
- マネーの増殖の多くはファンドを通じて行われる。ファンドに資金を集めレバレッジをかけてマネーを増殖する。金融機関もオフバランスでヘッジファンドを通じてマネーを投資、運用する。
- 金融機関は特定の投資活動のために傘下にいくつものSPV（特別目的会社）を作り、親銀行の別働隊として資金の調達や運用を手掛ける。
- ヘッジファンドやSPVの多くはオフショア金融センター（タックスヘイブン）を（帳簿上の）活動の拠点としている。
- 投機的な金融商品の開発 証券化商品、デリバティブなども多くはタックヘイブンで生み出される。

金融危機の背後に国境を越えたオフショアデリバティブ取引

○CDSなど800兆ドルにもものぼるデリバティブはリーマンショックでも重要な役割を果たした。米巨大銀行は世界デリバティブ取引の最大の部分を占めているが、そのほとんどは海外子会社を通じて取引している。

○ワシントンポスト（2013.6.22）

pop quiz：これまでの金融危機のすべてに共通するものは何か？

- ・AIGの金融商品はフランスで登記されている銀行のロンドン支店から売り出された。
- ・リーマンブラザーズ・ホールディングは130,000件のスワップ契約をロンドン子会社で契約した。
- ・シティーグループのオフバランスの金融商品はロンドンで生み出され、ケイマンで登記された。
- ・ベアスターンズの二つのヘッジファンドはケイマンで登記されていた。
- ・London Whale Trades（JPモルガンのトレーダーがCDS取引の失敗で巨額損失を出した事件）はロンドンで行われた。

* Gary Gensler（CFTC議長）はこの最も重要な金融改革をやるだろうか。

○ブルームバーグ（2013.10.23）

- ・ウォールストリートはデリバティブ規制当局が作成した政策をすり抜ける方法を見出した。それは84頁からなる規制策のfootnote513の解釈による。
- ・USのトレーダーによって契約されたスワップがUS銀行の海外子会社で記帳された場合、それはprivate取引であり、公的な電子プラットフォーム（SEF）に記録される必要はない。

途上国からの富の流出

○途上国は資金の不法流出で2010年に8590億ドル失った（前年比11%増）。犯罪、腐敗、税逃れなどによる。

○途上国は2001-2010年に不法流出によって5.86兆ドル失った。

○特にアフリカ（23.8%増）、中東・北アフリカ（26.3%増）が多い。

○トップ10：

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 中国（2.7兆ドル） | ⑥ フィリピン（1380億ドル） |
| ② メキシコ（4760億ドル） | ⑦ ナイジェリア（1290億ドル） |
| ③ マレーシア（2850億ドル） | ⑧ インド（1230億ドル） |
| ④ サウジアラビア（2100億ドル） | ⑨ インドネシア（1090億ドル）、 |
| ⑤ ロシア（1520億ドル） | ⑩ UAE（1070億ドル） |

○原因別に見れば移転価格によるものが80%を占める。

（GFI“*Illicit Financial Flow from Developing Countries 2001-2010*”dec. 2012）

参考：世界のODA 1256億ドル（2012年） GDPの0.29%

アフリカは“純債権国”

- アフリカは1980-2009年の10年間で5970億—1.4兆ドルの不法資金の流出があった。
- これはこの30年間のアフリカのGDPにほぼ等しい。
- もっとも失っている国はナイジェリア、リビア、南アフリカ、アルジェリア、アンゴラで資源の豊富な国である。
- 不法流出がなかったとしたら、この30年間アフリカは純債権国であったことになる。
- 問題はアフリカの対外資産は一握りの富裕者の握られ、タックスヘイブンに隠されているが、負債は公的なもので、アフリカ国民によって背負われていること。

(“Illicit Financial Flows and the Problem of Net Resource Transfers from Africa : 1980-2009“ A May 2013 Joint Report from Global Financial Integrity and the African Development Bank)

巨大ビール会社のアフリカ収奪

○アクラ醸造社 (accra brewery)。ガーナ第2のビール会社で、現在は多国籍企業SABミラー社（世界第2のビール会社、世界1はアンハイザー・ブッシュ）の子会社。

○SABミラー社は67か国に465の子会社を持つ多国籍企業。アフリカに醸造とボトリング64社を持っているが、それより多い65社のタックスヘイブン子会社がある。

○アクラ醸造社は2007-2010年に所得税納税したのは1年だけ。

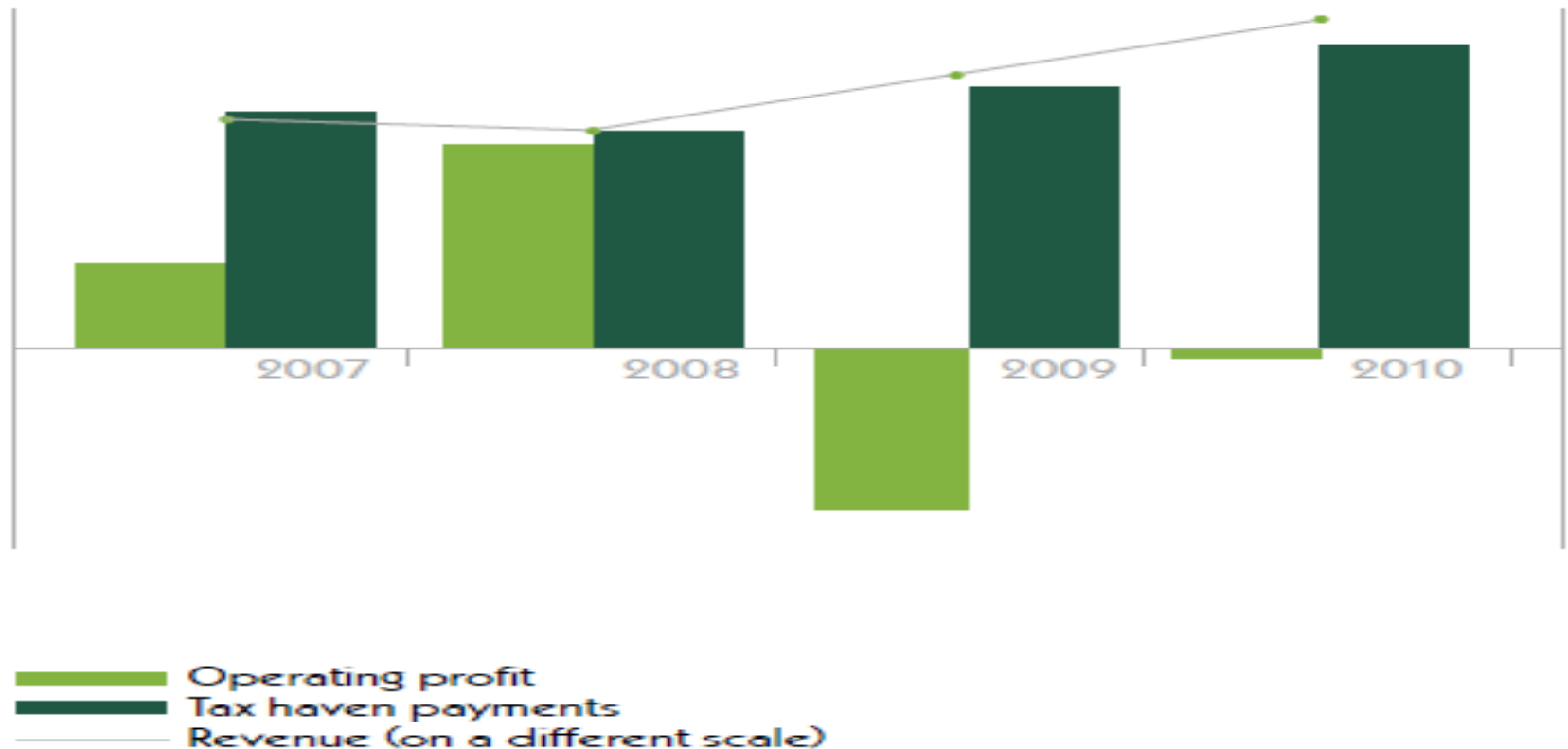
○ガーナの税収は国民所得の22%であるがまだまだ財源が不足。5歳未満の子ども死亡率はイギリスの13倍、人口の3分の1は毎年マラリアにかかる。

○税逃れの手法①ブランドをオランダの子会社に移す。オランダはloyaltyに課税しない。②スイスなどの子会社に経営負担金を支払う、③商品をモーリシャスの子会社（税率3%）から仕入れる、④モーリシャス子会社から借金する（資本金の6倍の額=thinly capitalised)

○タックスヘイブン子会社に送られたマネーは株主に対する配当としてイギリスに送られる

利益はすべてタックスヘイブンの闇へ

ACCRA BREWERY'S PAYMENTS INTO
TAX HAVENS EXCEED ITS OPERATING PROFITS
SOURCE: ACCRA BREWERY ANNUAL REPORTS 2007-10

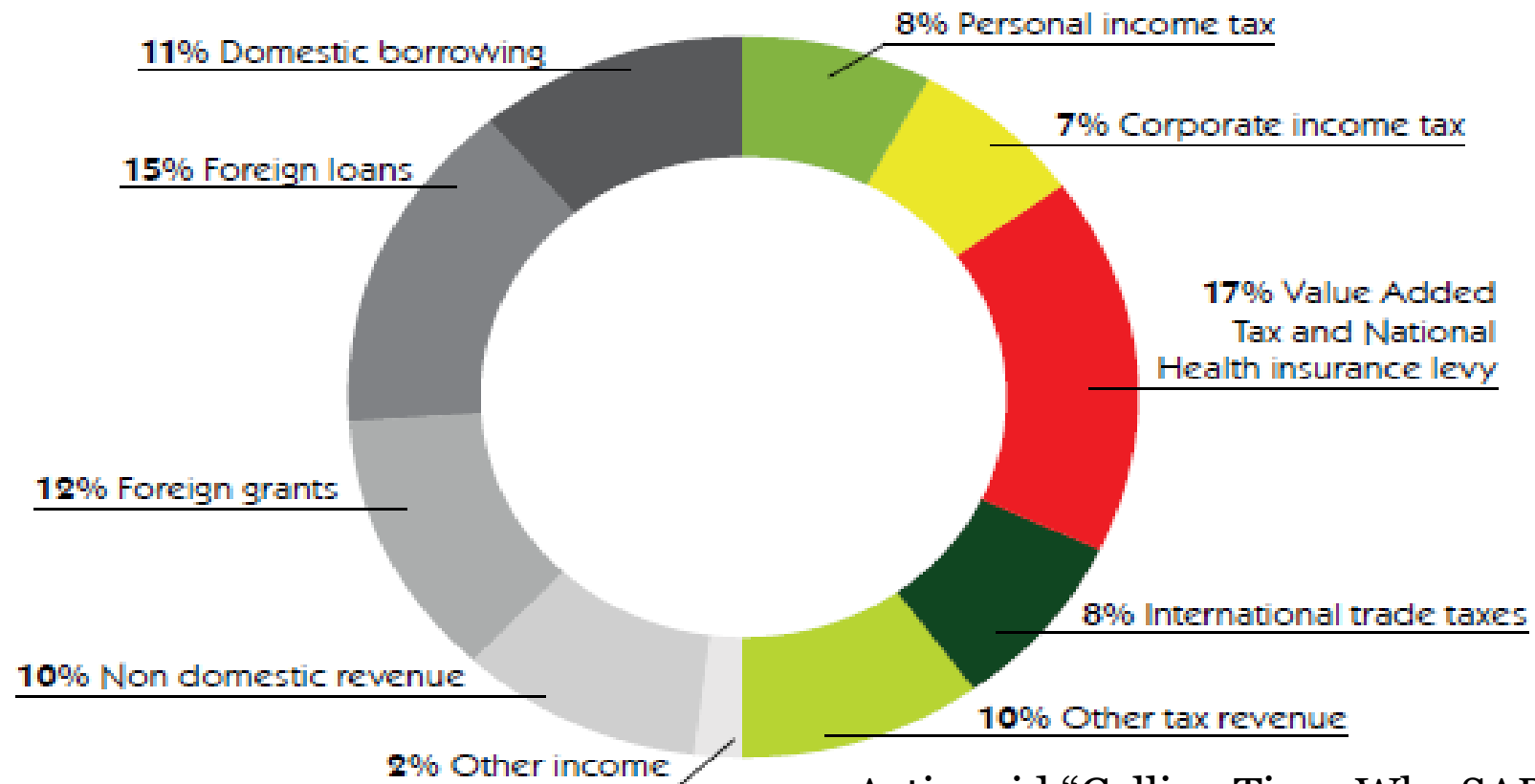


Actionaid “Calling Time-Why SABMiller should stop dodging taxes in Africa”

途上国税収の間接税への依存

GHANA GOVERNMENT REVENUE 2009

SOURCE: MINISTRY OF FINANCE



Actionaid “Calling Time-Why SABMiller should stop dodging taxes in Africa”

特許権使用料、経営負担金の支払い

TABLE 1: ANNUAL PAYMENTS TO TAX HAVENS AND THE ESTIMATED TAX LOSSES THAT RESULT

	Royalty payments		Management fees	
	Payment (£)	Estimated tax loss (£)	Payment (£)	Estimated tax loss (£)
Ghana	304,000	52,000	932,000	160,000
Zambia	3,330,000	830,000	3,140,000	720,000
Tanzania	2,280,000	340,000	5,660,000	1,100,000
Mozambique	367,000	44,000	552,000	66,000
Total	6,280,000	1,300,000	10,290,000	2,100,000
Africa business segment (extrapolated)	24,500,000	5,000,000	40,200,000	8,100,000
South Africa	18,300,000	5,100,000		
Africa total	42,800,000	10,100,000	40,200,000	8,100,000
India			6,850,000	1,400,000
Africa & India total	42,800,000	10,100,000	47,000,000	9,500,000

Actionaid “Calling Time-Why SABMiller should stop dodging taxes in Africa”

犯罪の温床

- 世界の不正な資金の流れは年間6500億ドルにのぼる。ドラッグと偽造取引がその双璧をなす。
- 売り上げの一部は現場の労働者にも支払われるが、ほとんどのカネは犯罪シンジケートの懐に入る
- 途上国（貧困国）はわずかな収入の手段として、手を貸さざるを得ない。

1. Drugs \$320 billion
2. Counterfeiting Total \$250 billion
3. Humans \$31.6 billion
4. Oil \$10.8 billion
5. Wildlife \$7.8 to \$10 billion
6. Timber \$7 billion
7. Fish \$4.2 to \$9.5 billion
8. Art and Cultural Property \$3.4 to \$6.3 billion
9. Gold \$2.3 billion
10. Human Organs \$0.614 to \$1.2 billion

タックスヘイブン規制の流れ

- 1998年、OECD「有害な税の競争」報告書 タックスヘイブンのみならずOECD加盟国の優遇税制を含めて「有害な税の競争」と認定し、「世界の人々の福祉を損ない、税制度の完全性に対する信頼を掘り崩すもの」と批判
- 2000年、プロGRESS・レポート 35の国・地域のブラックリスト
- 2009.4、G20ロンドン「（タックスヘイブンに対して）制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった」
- 2009.4、グローバル・フォーラムがブラックリスト 30の国・地域
- 2012.6.18-19 G20ロスカボス宣言「所得侵食と利益移転を防ぐ必要性を再確認し、この分野におけるOECDの継続中の作業に関心をもってフォローする」
- 2013.6、G8ロック・アーン宣言「国家は、法人が租税を回避するために国境を越えて利益を移転することを許容するルールを変更し、また、多国籍企業は、どの租税をどこで納めるのかについて税務当局に報告すべきである。法人は、真の所有者を把握し、税務当局及び法執行当局は、この情報を容易に得ることができるべきである」
- 2013.7 OECD“*Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting*”（税源浸食と利益移転に関する行動計画）。15項目の行動を呼びかけ。
- 2013.9.5-6 G20サンクトペテルブルグ宣言。

革新的資金調達と国際連帯税

- 国連ミレニアム宣言：2000年9月国連総会で採択。189か国が参加。ミレニアム開発目標（MDGs）
- 2002.3 MDGsの達成のために、メキシコのモンテレーで国連「開発資金に関する国際会議」開催。開発資金の中心となるODAについて、従来の国際的目標であるGNI比 0.7%の達成が再確認されるとともに、それを補完する「革新的な資金調達メカニズム」の創出が提案される。
- 2004.9 「革新的資金調達メカニズムについての専門家グループ」の報告書。ODAを補完する財源として、金融取引税、武器取引税、IFF、新SDRの4項目の他、タックス・ヘイブンの規制が挙げられた。
- 2006.2 「連帯とグローバリゼーション：革新的開発資金メカニズムに関するパリ会議」開催。まず航空券連帯税を実施に移すこと、その他の資金メカニズムの具体化に向けて「リーディング・グループ」を組織することを決定。
- 2007.2 不正な資金フローのタスクフォースが発足、タックス・ヘイブン規制を中心とする提言を盛り込んだ報告書を2008年に作成。
- 2008.2 国際連帯税議員連盟設立
- 2008.11 カタール（ドーハ）で国連開発資金会議（モンテレー会議のフォローアップ会議）開催。
- 2009.3 デスコト国連総会議長が組織した国際金融システム改革専門家委員会（スティグリッツ委員長）が報告書。2009.9 国連総会
- 2009.4 「国際連帯税を推進する市民の会（ASIST）」設立
- 2011.6 国際連帯税フォーラム設立
- 2012.1 国連にポスト2015開発アジェンダに関する国連システムタスクチーム設置。
- 2012.6 国際課税研究会（タックスヘイブン等の研究会）開始
- 2013.6 国連ハイレベル・パネルがポスト2015の最終報告書を提出。
- 2013.9 国連総会でMDGsに関するハイレベル本会議（予定）。

G8 ロック・アーン宣言 (2013.6.18)

- ①各国の課税当局は脱税の問題とたたかうために、情報を自動的に共有すべきである。
- ②各国は租税を回避するために利益を国境の外に移すことができるルールを変更すべきである。多国籍企業はどの税をどこで納めるかについて税当局に報告すべきである。
- ③法人は真の所有者を把握し、課税当局はその情報を容易に入手できなければならない。
- ④途上国は自らに帰属する租税を徴収するために必要な情報と能力を持つべきであり、他国はこれらの国々を支援する責務がある。

目指すべき改革の方向

- ①完全な自動情報交換制度の確立
- ②個人であれ法人であれ、真の所有者を隠ぺいする仕組みの廃絶
- ③多国籍企業が利益を国境をまたいで自由に移すことのできる仕組みをなくす
- ④多国籍企業に結合された国別報告書の提出を義務づけること

G20サンクトペテルブルグ宣言 2013.9.5-6

- 租税回避，有害な慣行及び濫用的なタックス・プランニングに対して取り組む必要がある。
- 税源浸食・利益移転に対処することを目的としたOECD策定の野心的で包括的な行動計画を全面的に支持する。
- 利益を生み出す経済活動が行われ，価値が創出される場所で，利益が課税されるべきである。
- 税源浸食・利益移転を極小化するために，我々は，メンバー国に対し，我々の国内法がどのように税源浸食・利益移転に寄与しているかを検証するとともに，多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転することによって支払う税の総額を削減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容又は奨励しないようにすることを要請する。
- 足の速い所得への効果的な課税は主要な課題の一つであると認識する。
- 行動計画で特定された15の課題に対処するための提案及び勧告の進展状況についての定期的な報告を期待。

タックスヘイブンと グローバルガバナンスの課題

グローバル化

